

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等の特例を定める件 六七
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 六六
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 六六
- 土地改良事業計画を変更することを適当と決定した件二件 六六
- 土地改良法により換地計画を定めた件 六六
- 道路の区域を変更する件 六六
- 道路の区域を廃止する件 六六
- 道路の供用を開始する件 六六
- 正 誤 六九
- 平成十六年三月三十日付け号外第四十号中 六九

告 示

福島県告示第八百四十一号

1 平成二十八年一月四日から同月二十九日までに資格（福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）第二百四十五条及び第二百六十四条第一項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）の方法により工事若しくは製造の請負契約又は測量、工事の設計若しくは工事に関する調査の委託契約（地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約に該当するものを除く。）を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格をいう。以下同じ。）の審査を申請する、警戒区域等（原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第五十四条の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の

長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定により平成二十三年四月二十一日において同項の警戒区域に設定されることとされた区域又は同月二十二日において本部長指示により居住者等が計画的な立退きを行うこととされた区域若しくは緊急時に避難のための立退き若しくは屋内への退避が可能な準備を行うこととされた区域をいう。以下同じ。）に設定されることとされた区域内に、平成二十三年三月十一日において事業所があった個人又は本店があった法人若しくは県内において警戒区域等に設定されることとされた区域内のみ支店があった法人（以下「警戒区域等内法人等」という。）は、当該申請に係る審査基準日（資格の審査の基準となる日をいう。以下同じ。）を平成二十三年三月十一日とすることができる。この場合において、競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和四十一年福島県告示第五十九号。以下「五十九号告示」という。）第二の第二号中「西暦における奇数年（以下「奇数年」という。）の一月一日又は七月一日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、「当該審査基準日の属する年の翌々年の」とあるのは「平成二十九年」と、五十九号告示第四及び第五中「毎年一月一日又は七月一日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、五十九号告示第六の第四号中「奇数年の七月一日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、「当該審査基準日の属する年の翌年の」とあるのは「平成二十八年」とする。

2 前項の規定により、平成二十三年三月十一日を審査基準日とした警戒区域等内法人等に対する五十九号告示第四の第一号及び第二号並びに第六の第一号の規定の適用については、五十九号告示第四の第一号及び第二号並びに第六の第一号の規定にかかわらず、それぞれ競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改める件（平成二十四年福島県告示第四百一号）による改正前の五十九号告示（以下「改正前告示」という。）第四の第一号及び第二号並びに第六の第一号の規定を適用する。

3 第一項の規定により、平成二十三年三月十一日を審査基準日とした警戒区域等内法人等であつて、平成二十三・二十四年度福島県建設工事等入札参加者名簿に登録されているもののうち経営事項審査の受審日が平成二十三年四月一日以降であるものについては、改正前告示第四の第二号(五)中「国際標準化機構が定める規格（以下「国際規格」という。）ISO 9001若しくは日本工業規格 JIS Q 9001 又は国際規格 ISO 14001若しくは日本工業規格 JIS Q 14001 の認証の取得」とあるのは「福島県内における東日本大震災等（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）、平成二十三年七月新潟・福島豪雨（平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第二百六十三号））により指定された激甚災害をいう。）、平成二十三年台風第十五号による災害（平成二十三年九月十五日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措

置の指定に関する政令（平成二十三年政令第三百二十二号）により指定された激甚災害をいう。）又は平成二十六年二月豪雪（平成二十六年二月八日から同月十七日まで）の間に発生した降雪をいう。）をいう。以下同じ。）に係る福島県との災害応援協定若しくは維持補修業務委託契約に基づく出動の実績、建築物の応急危険度判定士の派遣の実績又は福島県土木部から感謝状の贈呈を受けた実績」と、改正前告示第六の第一号（ア）中「国際規格ISO9001若しくは日本工業規格JISQ9001又は国際規格ISO14001若しくは日本工業規格JISQ14001の認証を取得しているもの」とあるのは「東日本大震災等に係る福島県との災害応援協定若しくは維持補修業務委託契約に基づく出動の実績又は建築物の応急危険度判定士の派遣の実績があるもの」とする。

- 4 前項の規定の適用がある場合における第一項の規定により読み替えられた五十九号告示第四の規定の適用については、同項の規定により読み替えられた五十九号告示第四中「平成二十三年三月十一日を」とあるのは、「平成二十三年三月十一日（第二号五）にあつては、平成二十七年七月一日を」とする。
- 5 五十九号告示第四の第二号（ホ）の規定については、第一項の規定により平成二十三年三月十一日を審査基準日とした警戒区域等内法人等に対してもこれを適用する。

福島県知事 内堀雅雄
（入札監理課）

福島県告示第八百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十七年十二月四日から平成二十八年四月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
M O L T I 福島県郡山市駅前二丁目十一番一号
- 二 変更した事項
 - 1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）別紙書面のとおり
（変更後）別紙書面のとおり
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
（変更前）別紙書面のとおり
（変更後）別紙書面のとおり
- 三 変更した年月日

- 1 別紙書面のとおり
- 2 別紙書面のとおり
- 四 届出年月日
平成二十七年十一月十七日
- 五 届出をした者
郡山駅西口再開発株式会社

（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福島県告示第八百四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年十二月四日から平成二十八年一月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び西郷村商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン西郷ショッピングセンター 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字岩下十一番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により西郷村から聴取した意見の概要
（商業まちづくり課）

福島県告示第八百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、阿賀川土地改良区が阿賀川地区維持管理事業計画に係る土地改良事業を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十七年十二月七日から
月二十八日まで（二十二日間）
- 三 縦覧の場所
喜多方市役所、会津坂下町役場及び湯川村役場

（農村計画課）

福島県告示第八百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第八
条第一項の規定により、会津南部土地改良区連合が会津南部地区維持管理事業計画に係
る土地改良事業を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書
類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十七年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十七年十二月七日から

同 月二十八日まで

（二十二日間）

三 縦覧の場所

会津若松市役所、会津坂下町役場、会津美里町役場及び湯川村役場

（農村計画課）

福島県告示第八百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
鏡石成田地区の県管区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を
次のとおり縦覧に供する。
平成二十七年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十七年十二月七日から

同 月二十八日まで

（二十二日間）

三 縦覧の場所
鏡石町役場

（農地管理課）

福島県告示第八百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道につい
て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画
課及び福島県喜多方建設事務所平成二十七年十二月四日から二週間一般の縦覧に供す
る。

平成二十七年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	変更後	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道喜多 方会津坂 下線	喜多方市字三丁目四八 二〇番一地从先から 同 市字三丁目四八 二一番一地从先まで	変更前	変更後	一七・四	一七・四

（道路計画課）

福島県告示第八百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方
建設事務所平成二十七年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道喜多方会津坂下 線	喜多方市字三丁目四八二〇番一 地从先から 同 市字三丁目四八二一番一 地从先まで	平成二十七年十二月四日

（道路計画課）

正 誤

ページ	段 行	正	誤
一一	下	一四	された被服
			され被服

○平成十六年三月三十日付け号外第四十号中

一一	下	一四	された被服	され被服
----	---	----	-------	------